

情報  
最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ

― 免除・猶予期間がある方へ！  
国民年金保険料の追納制度  
をご利用ください

国民年金保険料の免除（全額・一部）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内なら、さかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納さ

れると、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされます。なお、老齢基礎年金を受給中の方は追納できません。

- 手続きに必要なもの
- 年金手帳
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 問合せ
- 新居浜年金事務所  
TEL0897-35-1368
- 市庁舎本館市民生活課  
年金係  
TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課  
市民保険係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）



3月の市税じよみ

19日(月) 国民健康保険税第8期分の督促状の発送  
※督促状1通につき1000円の督促料をいただきます。

ひとり親家庭等の新入学児童へ入学祝金を支給します

母子家庭や父子家庭、両親のいない世帯で、今春、小・中学校に入学される児童がいる保護者の方へ入学祝金を支給します。

該当者には申請書を送付します。必要事項を記入の上、3月9日(金)までに提出してください。申請書が届かない場合や入学時までひとり親家庭などになられた場合は、担当課へご連絡ください。

経過措置として、9月28日まで申請を受け付けますが、入学後にひとり親家庭などになった場合は除きます。

- 提出先
- 市庁舎別館女性児童福祉課  
女性係  
TEL0897-52-1373
- 各総合支所市民福祉課  
福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

子ども手当の手続きはお済みですか？

平成23年10月以降の子ども手当を受給するための手続き期限が、3月31日(土)となっております。郵送の場合は、当日必着です。

期限を過ぎると平成23年10月から平成24年3月までの子ども手当の受給ができません。3月31日までに申請を受け付けたものに限り、特例的に平成23年10月分にさかのぼって支給されますが、申請忘れを防ぐため、早めの手続きをお願いいたします。

なお公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

- 手続きに必要なもの
- 健康保険被保険者証または年金加入証明書（国民年金以外の方）
- 手当振込口座（10月以降変更のある方）
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 問合せ
- 市庁舎別館女性児童福祉課  
子育て支援係  
TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課  
福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

一部窓口業務を 19時 まで延長します

期間：3月26日(月)～30日(金)  
4月2日(月)～6日(金)

年度末および年度当初に転入等される方で、通常の開庁時間に来られない方のため、本庁市民生活課市民係と東予総合支所市民福祉課市民保険係の窓口業務を延長し、住所異動の受付や各種証明の発行を行います。

- 開庁場所 市庁舎本館市民生活課市民係、東予総合支所市民福祉課市民保険係  
(丹原・小松総合支所は延長しません。木曜日は従来どおり丹原・小松総合支所も19時まで延長します)
- 取扱業務 各種住所異動届、印鑑登録、国民健康保険加入・脱退、各種証明書発行、戸籍届出。  
※他市町村等に照会が必要なものや届出の内容によっては、当日の取り扱いができないことがあります。
- 問合せ 市庁舎本館市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211